

公 民 協 働 に よ る 公 共 サ ー ビ ス  
の 提 供 に 関 す る 基 本 方 針

平成 2 0 年 3 月  
八 尾 市

# 公民協働による公共サービスの提供に関する基本方針

## 目 次

### はじめに

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 第1章 公共サービスを取り巻く状況 .....            | 1  |
| 第2章 めざすべき公共サービスのあり方 .....          | 2  |
| 第3章 公民協働の基本的な考え方 .....             | 3  |
| 1．公民協働による公共サービス提供の目的               |    |
| 2．公民協働による公共サービス提供の範囲               |    |
| 3．公民協働による公共サービスを提供していくための要件        |    |
| 4．公民協働による公共サービスを提供していく際の留意事項       |    |
| 5．市民と行政による公共サービスの提供                |    |
| 6．公共施設に関する公民協働の推進                  |    |
| 第4章 公民協働による公共サービスの提供を推進するしくみ ..... | 8  |
| 1．推進の考え方                           |    |
| 2．公共サービス提供手法の分類                    |    |
| 3．検討が必要な事項                         |    |
| 4．公民協働による公共サービス提供の体系               |    |
| 第5章 取り組みスケジュール .....               | 11 |
| 【用語説明】 .....                       | 12 |

## はじめに

本市では、第4次総合計画における将来都市像である「一人ひとりの夢と元気が未来をつむぐ都市・八尾」の実現をめざし、「市民参画のしくみづくり」、「まちづくりの共通意識の向上」、「効率的創造的な行財政運営」という3つの共通目標のもと、市民・企業・行政がパートナーシップによるまちづくりを行う地域経営を全市的に展開しています。

また、これまでの地域と連携した行政運営の経験をもとに、地域力を活かしたまちづくりを行うため、「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」を制定し、市民の参画と協働によるまちづくりのルールを定めました。

市民・企業・行政がまちづくりを担う主体者であることを互いに認識し、公共サービスの提供の担い手として行動していくことが、総合計画のめざす「住みつづけたいまち」を実現するために、大切なこととなります。

そのためには、これまでのような公共サービスの提供手法だけにこだわらず、市民の力や企業などの経験、技術や知識などの情報を有効活用していくことが必要となります。

一方で、行政改革の基本的な考え方をまとめた「みんなで進めよう八尾市の改革（八尾市行政改革大綱）」において、行政改革を「歳出の削減のみを求める活動ではなく、めざす行政運営の将来像を明らかにして、その将来像を実現するために、現行の“行政や財政のしくみ”及び“行政の仕事の仕方”を改善していく途絶えることのない活動である」と定義し、取り組みを進めています。

公共サービスの提供手法については、これまでの業務委託に加え、PFIや指定管理者制度といった新たな手法、また、官と民で競争入札を行い、サービスの提供者を決定する、いわゆる市場化テストが法律化され、これまでも増して公共サービスのあり方が問われています。

少子高齢化や教育、環境問題に加え、団塊の世代の大量退職や多様化する市民ニーズ、さらには、公務員の純減や官から民への規制緩和といった社会経済状況の著しい変化に対して、これまで以上に迅速かつ的確に対応していくことが求められています。

そのような中、平成18年3月に再編した「行政改革大綱」や平成20年2月に策定した「八尾市行財政改革プログラム」において、「公民協働手法の活用」を位置づけ、その基本方針を定めることとしました。

以上の観点から、この「基本方針」では、公共サービスを市民・企業・行政とのパートナーシップで実践していくための基本的な考え方を示すとともに、具体的な取り組みについても明らかにします。

## 第1章 公共サービスを取り巻く状況

本市は、市民どうしで話し合いながら、身近なまちの課題を解決していく力、「地域力」を高めながら、市民・企業・行政が協力し合って八尾市の新しい自治のしくみを構築していく「市民が主役の都市づくり・身近な地域でのまちづくり」をめざしています。

公共サービスの提供手法についても、企業、個人事業者（以下「企業」という。）への外部委託を積極的に採用するとともに、市民、市民活動グループ、NPO、地域団体（以下「市民」という。）との協力や委託などの手法も数多く取り入れてきました。

しかしながら、少子高齢化による新たな行政ニーズの拡大や地方分権が進み、市民生活に身近な自治体である市町村の役割が大きくなり、これまで以上に公共サービスの提供にかかる人員や費用が増加することが予想され、限られた財源の中で効率的に公共サービスを提供していく必要があります。

一方、団塊の世代の大量退職による人材不足が社会的にも深刻な状況となり、現在のしくみや取り組みだけでは、市民ニーズに十分に対応した公共サービスの提供が困難な状況が予想されます。

これらの状況を回避するためには、行財政改革をさらに進めると同時に、既存の公共サービスの提供手法の大胆な見直しはもとより、公共サービスの担い手の見直し、市民・企業・行政の協働で行う公共サービスのあり方を明確にし、サービス提供手法の改善や新たな取り組み等、様々な手法を検討するなど、市民・企業・行政の協働の取り組みを今まで以上にスピードアップし、この危機を乗り切っていく必要があります。

## 第2章 めざすべき公共サービスのあり方

市民や企業が受け取るサービスは、私（プライベート）的領域である「私的サービス」と公（パブリック）的領域である「公的サービス」に大きく区分されます。また、今日、公的サービスの担い手は多様化しており、本市においても地域経営の理念のもと、道路や公園の美化活動等の積極的な社会貢献活動、また、公の施設の管理代行といったように市民や企業が公的サービスの提供主体として活躍する場が増えています。

この方針では、国や大阪府によるものを除き、本市が提供する公的サービスを「公共サービス」とし、その中でも、すでに市民や企業において提供されているサービスではなく、「行政が直接提供しているサービス」について、今後さらに、市民や企業との協働手法によりサービス提供を進めていく必要があるものとして、その進め方について検討を行うものです。

限られた人的資源と財源の中で、市民の満足度を高めるためには、「公共」は行政のみが担うべきものという従来の考え方から脱却し、市民・企業・行政とが協働して公共サービスを提供していくシステムを構築していくこと（＝「新しい公共の創造」）が重要です。

本市が、新しい公共の創造によりめざしている姿は、市民・企業・行政がそれぞれの役割分担のもとに、協働して公共サービスの提供が実施されている状況です。

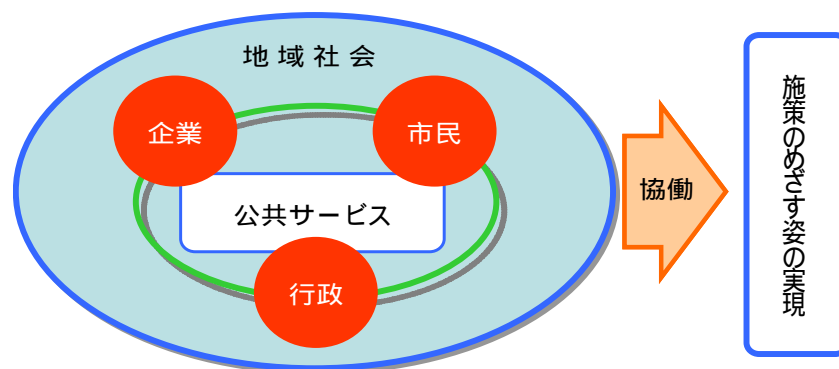
ここでいう「協働して公共サービスの提供が実施されている姿」とは、市民や企業が単に行政からの指示を受けて公共サービスを提供するといった、いわゆる行政の下請け的なものではなく、公共サービスの目的や成果を互いに共有し、それぞれの役割分担のもとに公共サービスの提供が行われていることです。

また、市民・企業・行政の役割分担については、次の考え方をもとに進めます。

市民は、公共サービスが担う役割と施策のめざす姿を認識し、地域のまちづくりに寄与するよう、身近な地域の課題やニーズに対応した公共サービスの提供に努めます。

企業は、公共サービスが担う役割と施策のめざす姿を認識し、その技術力、情報、ノウハウなどを活かして、公共サービスを適正かつ効率的、効果的に実施することに努めます。

行政は、公共サービスが担う役割と施策のめざす姿の実現のために、公共サービスの制度設計、サービス提供に際してのマネジメント、成果の点検検証等の役割を担うとともに、公共サービスの最終的な責任を持ちます。



地域社会における公共サービスのイメージ

## 第3章 公民協働の基本的な考え方

### 1. 公民協働による公共サービス提供の目的

公民協働による公共サービス提供とは、従来のように行政主導で実施する手法、行政が詳細な仕様書等を作成し委託等を行うという手法だけではなく、市民・企業・行政が公共サービスの目的と成果を共有し、適切な役割分担にもとづき新たな協力関係（パートナーシップ）を構築していくことです。

公民協働による公共サービスの提供は、下記の内容を実現します。

#### （１）施策のめざす姿の実現

公共サービスは、本市の総合計画基本計画の施策を実現するための手段です。公共サービス提供に際しては、この施策がめざす姿を理解し、その実現に取り組みます。

#### （２）質の高い公共サービスの提供

市民・企業・行政のそれぞれが持つ力を最も効果的に引き出すことのできる手法を選択することや、民間事業者の技術や経営ノウハウを最大限に活用することにより、市民ニーズや社会経済状況に対応した公共サービスの提供をめざします。

#### （３）効率的な公共サービスの提供

「同一コストの下でより質の高いサービスを提供する」又は「同一水準のサービスをより低コストで提供する」ことをめざします。

#### （４）市民活動の活性化

市民が自主的、自立的に地域貢献ができるようにその活動の活性化を図ります。

#### （５）企業の事業機会の創出と地域経済の活性化

地域経済の活性化は、民間活動の活発化が大きな要因の一つであると考えられます。従来、本市が行ってきた事業を企業に委ねることにより、新たな事業分野への参入を拡大するなど、企業に対して新たな事業機会を創出します。

#### （６）就労困難者の就業機会の創出

多様な就労形態とその組み合わせによる就労困難者の就労機会を創出し、地域社会でみんなが活躍できるまちづくりにつなげます。

#### （７）地域の環境に配慮した公共サービスの提供

自分達の地域は自分達で守ると言う「市民自治」の基本理念に適した公共サービスの提供は、その地域の環境を享受する市民自身によって行われることにより最も効果的なものとなります。

#### （８）健全な財政運営の実現

市民・企業・行政が協働を図ることで効率的、効果的な公共サービスを実施し、本市の良好な財政の実現をめざします。

## ２．公民協働による公共サービス提供の範囲

実施主体や管理主体の制限など、法制度上の制限があるものや本市の方針により市が直接、市職員により実施する、また、民営化方針を含め企業の事業として実施すると決定したものを除き、全てをその検討対象とします。

ただし、法制度上の制限があっても、公民協働で公共サービスを提供することに問題がないと判断した場合は、国の構造改革特区制度や規制緩和に対する要望制度等を活用して、規制緩和を進めることに取り組みます。また、検討対象外の公共サービスについては、対象外となる理由を明確にして公表します。

## ３．公民協働による公共サービスを提供していくための要件

公民協働による公共サービスを提供していくためには、次の要件が必要です。

### （１）公共サービスの内容を明確にし、積極的に情報提供すること

公共サービスの目的、手法、費用、成果、課題等をわかりやすく整理するとともに、協働する内容や条件などを仕様書として文書化します。

これらの情報をわかりやすく市民、企業へ情報提供するために、事務事業評価等の活用をさらに進めるとともに、市政だよりやホームページにおいて積極的に情報提供します。また、直接的に説明する場も設定します。

### （２）市民・企業・行政の役割分担を明確にすること

事業の目標や事業計画を具体化し、事業範囲や成果等、市民、企業に委ねる前提を整理するなど、市民、企業との役割分担を明確にします。

また、市民、企業に求める成果を明らかにし、サービス水準の評価をしやすくします。

### （３）サービスの品質管理（モニタリング）を実施すること

コストやサービスの品質面において、その成果を担保するため、導入前には、求める成果をわかりやすく設定し、委託等の実施後もサービス品質が保たれているかをチェックします。

このため、定期的な点検や随時の点検など行政の指導監督を強化するとともに、第三者によるチェック体制の構築について検討します。

## ４．公民協働による公共サービスを提供していく際の留意事項

公民協働による公共サービス提供を効果的に進めていくにあたって、次の点に留意する必要があります。

### （１）公共サービス提供に関する各種情報の共有に努めること

実際に公共サービスを協働で進める際には、協働の相手方と行政が公共サービスの目的や成果を共有することが必要です。

このため、協働の相手方と行政との協議の場を十分に設けます。

## ( 2 ) 個人情報保護に配慮すること

公共サービスの提供には、市民の個人情報が保護されることが前提であり、行政が直接提供する取り扱いと同様な取り扱いが行われるように協働の相手方にも理解を求め、適切に運用されなければなりません。

このため、個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、契約などの手続や運営状況の定期的なチェックを行います。

## ( 3 ) 法令遵守の徹底

公共サービス提供に際しては、関連する個別の法令等を常に確認し、法令に反する行為が発生しないように徹底した管理を行います。

なお、行政、特に市町村にあっては、地域社会の労働条件や雇用状況の水準を決定すべき役割をもつことを認識するとともに、労働基準法や労働者派遣法、また最低賃金法等の法令遵守はもとより、その業務や地域社会のあるべき姿を見据えた中での取り組みを行います。

## ( 4 ) 福祉の視点からの点検

行政における率直的な取り組みは、市民、企業における活動や理念にも影響を及ぼし、地域社会全体の活動として、地域全般、さらに、社会全般に理解されるものとなる可能性があります。例えば、環境マネジメントシステムの構築や天然ガス車の導入、グリーン配送の取り組みは、行政が率先して取り組みを進めることで、さらに社会に理解されるようになったといえます。

公民協働による公共サービスの提供にあたっては、地域社会においてみんながいきいきと活躍するまちづくりをめざす視点から、これらの環境配慮に加え、障がい者や高齢者、ひとり親家庭の親などの雇用、就労機会を創出し、自立を支援する取り組みにつながるよう点検を行います。

## ( 5 ) 地域経営の推進

公民協働による公共サービス提供は、地域の活性化をめざすものでもあることから、地域力の向上や「地域経営」の実践という視点が不可欠となります。

具体的には、「地域社会に新しい産業や雇用を創出する」という考え方や「地域でできることは地域が主体となっていく」といった考え方にに基づき、地域における自治の力を育成する取り組みが必要となります。また、地域組織等との協働を進めるプロセスについては、常に公平性、透明性を確保しつつ、積極的に進めることとします。

## ５．市民と行政による公共サービスの提供

市民と行政による公共サービスの提供は、「新しい公共の創造」に向けて非常に重要なことです。公民協働の推進にあたっては、市民の状況、公民協働によって提供しようとする公共サービスの内容に応じて、担い手育成の観点からの補助、活動場所の提供、研修等の支援や費用対効果の観点も踏まえた委託契約など、手法を適切に選択する必要があります。

### （１）公民協働の枠組み整備

市民との協働を進める上においても、市民が行政と対等な契約相手先の役割を担うのか否かを確認するしくみを検討する必要があります。

その役割を担う市民の育成については、既存の支援制度などに更なる創意工夫を行い、育成を図ることが必要です。

具体的な公共サービスの委託に際しては、個別の公共サービスの目的や内容に照らし、市民に委託することが最も効率的、効果的であるかを検討するとともに、市民が受託者として責任主体となりうる組織体制、能力等を備えているかについて審査することが必要です。

### （２）市民との契約について

市民との契約については、地域の発意による提案を採用することが適切な公共サービスの提供や協働、市民参画を実現する近道となることから、費用対効果、効率性の確保を前提としつつも、競争入札を行わない場合も想定されます。

例えば、地域の課題を解決するため自治会などが当該業務を担うことで、地域の実情に対応した課題解決が図られる場合には、入札によらない方法での契約も必要となります。

また、市民との公民協働については、公共サービスの内容がより地域密着型で市民が担うことが最も適切であると考えられる場合は、委託契約の方法以外にも、育成支援の観点からの補助等の手法も検討します。

さらに、市民の自主性、双方の対等性及び公平性、透明性に配慮するとともに、随時、業務の進行管理を行いながらサービスの提供を行うこととし、企業との委託契約の場合にもまして連携を強化することが必要です。

## ６．公共施設に関する公民協働の推進

公共施設の整備や運営管理を効率的に行うために、公共施設の整備・維持管理・運営を個々に捉えるのではなく、施設のライフサイクル全体を一体としてとらえ、最も効率的に民間のノウハウや資金の活用ができる取り組みを進めます。

このことにより、施設のライフサイクル全体を通じたトータルコスト（総財政支出）の縮減を図ります。

#### ( 1 ) 公共施設の整備について

本市の公共施設は、建築後 30 年程度を経過した施設が多く、今後、施設改修や建替えが必要となります。これらに必要な費用は、本市の財政運営に大きな負荷となることが予測されます。

このことを踏まえ、今後は、施設の機能集約による統廃合も検討するとともに、施設整備に際しては、民間手法や資金の活用を積極的に検討します。

また、民間手法による整備であっても、行政が整備等の品質管理を行い、良質な公共施設を確保します。

#### ( 2 ) 本市の公共施設の実情に応じた運営

本市の公共施設には、市域全体をサービス対象とした施設や身近な地域をサービス対象としている施設があります。公共施設は周辺地域の市民にとっては、日常生活の中で愛着が持たれる施設としての運営が望まれています。そのためには、周辺地域の市民との信頼関係や協力関係が保たれていることなど、市民との協働による運営を考える必要があります。

特に、身近な地域のニーズに対応する施設については、市民自治の観点から施設の運営を市民が担うことによって、より地域に密着した対応を行うことができます。

公共施設の運営を協働によって行う場合には、公共サービスが一定の水準を保つために、それぞれの公共施設の実情に応じた、品質管理(モニタリング)の実効性を確保し、そのプロセスの公平性や透明性を十分に確保することが必要です。

## 第4章 公民協働による公共サービスの提供を推進するしくみ

### 1. 推進の考え方

公民協働による公共サービスを進めていくために、本市では次のような考え方で取り組みます。

#### (1) 今までの仕事のあり方を変革する意識を持つこと

「団塊の世代」の大量退職と新規採用の抑制により、今後10年間で、本市の人的資源は、質・量ともこれまでに経験したことのない大きな変化に見舞われることが予想されます。また、地方分権の進展や価値観の多様化、市民、企業をはじめとする「新たな公共の担い手」の成長などにより、行政自体の役割が変化する中で、行政には、単にコスト削減だけではなく、市役所の仕事や組織、必要な人材などを根本的に見直し、行政が直接実施しなければならない業務を明確にし、それ以外の業務を外部へ委ねていくというように、より根本的な「構造改革」を進める必要があります。

このため、事業そのもののあり方を見直すとともに、減少する職員数に対応した公共サービスの提供手法を常に意識して取り組みます。

#### (2) 公民協働を推進する知識や能力等を磨くこと

行政職員の役割は、公共サービス提供の直接の担い手から協働による公共サービス提供を効果的に進めるためのマネジメントやサービス内容の確保をコントロールする役割など、新たな役割へと変化していきます。

このような役割の変化に伴い、公民協働を実践していく知識や高い意識や能力を持った職員を育成する必要があります。

このため、職員研修の充実や具体的な取り組みを実践できる環境づくりを進めます。

#### (3) 既存の組織を最大限に機能させること

実際の推進に際しては、基本方針に基づき、必要な個別ガイドライン等を整備し、各部門がそれぞれの責任と判断に基づき、創意工夫により取り組みを進めます。

## ２．公共サービス提供手法の分類

本市では、公共サービス提供手法の種類及びそれぞれの概要について、以下のように整理し、それぞれの手法の考え方や実施手法を記したガイドライン等については、策定済みの見直しを行うとともに未策定分については必要に応じ策定していくこととします。

| 手 法 | 対 象      | 発注手法<br>契約形態           | 官民競争             | 業務の実施主体            |             |           | 市における<br>ガイドライン等         |
|-----|----------|------------------------|------------------|--------------------|-------------|-----------|--------------------------|
|     |          |                        |                  | 企<br>業             | N<br>P<br>O | 市民<br>( ) |                          |
| 1   | 外部委託     | 一部業務                   | 仕様発注<br>単年度契約    | なし                 | ○           | ○         | 外部委託のガイドライン              |
|     |          | 包括的業務                  | 性能発注<br>複数年度契約   | なし                 | ○           | ○         |                          |
| 2   | 指定管理者制度  | 公の施設の管理<br>(包括的業務)     | 性能発注<br>複数年度契約   | 財団等と民間<br>の競争      | ○           | ○         | 公の施設の指定管理者制<br>度に関する基本指針 |
| 3   | P F I 制度 | 公共施設等の整備・運営<br>(包括的業務) | 性能発注<br>複数年度契約   | V F M 確認の<br>過程で競争 | ○           |           |                          |
| 4   | 市場化テスト   | 包括的業務                  | 性能発注<br>複数年度契約   | 行政と民間の<br>競争       | ○           | ○         |                          |
| 5   | 多様な人材の活用 | 一部業務                   | 仕様発注<br>単/複数年度契約 | なし                 | ○           | ○         |                          |

( ) 市民には、市民活動グループ、市民団体を含みます。なお、指定管理者制度については、市民個人による実施はできません。

### ( １ ) 外部委託

市が業務の実施主体と委託契約を結び、公共サービスの提供を委ねる手法です。業務の一部を委託する形態と関連業務を包括的に委託する形態があります。後者については、例えば、総務事務（人事給与、会計事務等）や情報システム関連業務の分野での実施例があります。

### ( ２ ) 指定管理者制度

公の施設の「指定管理者制度」は、平成 1 5 年の地方自治法の改正によって、従来の「管理委託制度」に替わって創設された制度であり、これまで地方公共団体やその外郭団体などの公共的団体に実施主体が限定されていた公の施設の管理を、企業や N P O 等も実施することができる制度です。

### ( ３ ) P F I 制度（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）

平成 1 1 年 9 月に施行された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（P F I 法）」に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。

本市では、市立病院において、平成 1 6 年 5 月の新病院の開院に合わせ、医療行為を伴わない維持管理・運営業務を対象に導入しています。

今後、公共施設等の整備、運営について、P F I はもとより、他の民間活用（定期借地権付土地活用など）も含めた、導入に際してのガイドラインを策定します。

#### (4) 市場化テスト

平成18年7月に施行された、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）」に基づき、これまで「官」が独占してきた「公共サービス」について、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担っていくこととする制度です。

特に、法令の特例措置を講じないと企業等が公共サービスを実施することができない「特定公共サービス」に該当する業務については、この制度を利用する必要があります。

実施にあたっては、具体的事項を定める実施方針、実施要領の作成とともに、実施プロセスの各段階で必要なチェックを行う第三者機関の設置が必要です。

#### (5) 多様な人材の活用

人材派遣や非正規職員等の多様な人材により、業務を実施する手法であり、業務の実態に即して、本市の正規職員が行うべき範囲を明確にし、効率的、効果的な業務の実施を図るものです。人材派遣については、労働者派遣法に基づいて、人材の派遣を受け、本市の指揮監督のもとに業務を実施するものです。

### 3. 検討が必要な事項

これまでの公共サービスの提供手法を踏まえ、今後、さらに公民協働による公共サービスの提供を推進するため、次の検討を進めます。

#### (1) 提案型公共サービス実施制度

公民協働手法適用の検討対象となった公共サービスについて、市民、企業に当該業務の実施主体となる可能性につき、提案を求める制度「提案型公共サービス実施制度」の検討を進めます。

#### (2) 本市の正規職員以外の人材活用

現在、実施している人材の活用に加えて新たに次の検討を進めます。

##### 地域の人材活用

地域における専門的知識や技術が必要となる業務や地域のまちづくりを支援する業務において、まちづくりを支援する役割など、団塊の世代の大量退職などによる地域の貴重な人材を活用する手法についての検討を進めます。

##### 専門的な人材の活用

専門的知識や技術を必要とする業務において、これにふさわしい民間の専門家や学識経験者等を活用する手法の検討を進めます。

#### (3) 効率的、効果的な公共サービスの提供に向け検討が必要な項目

より効率的、効果的な公共サービスの提供に向け、次の検討を進めます。

##### 広域連携の推進

大阪府や他市町村との連携や共同実施により、市民の利便性の向上やコストの低減

を図ることが可能な公共サービスについては、実施についての検討や他団体への働きかけを行います。

#### 類似業務の内部統合

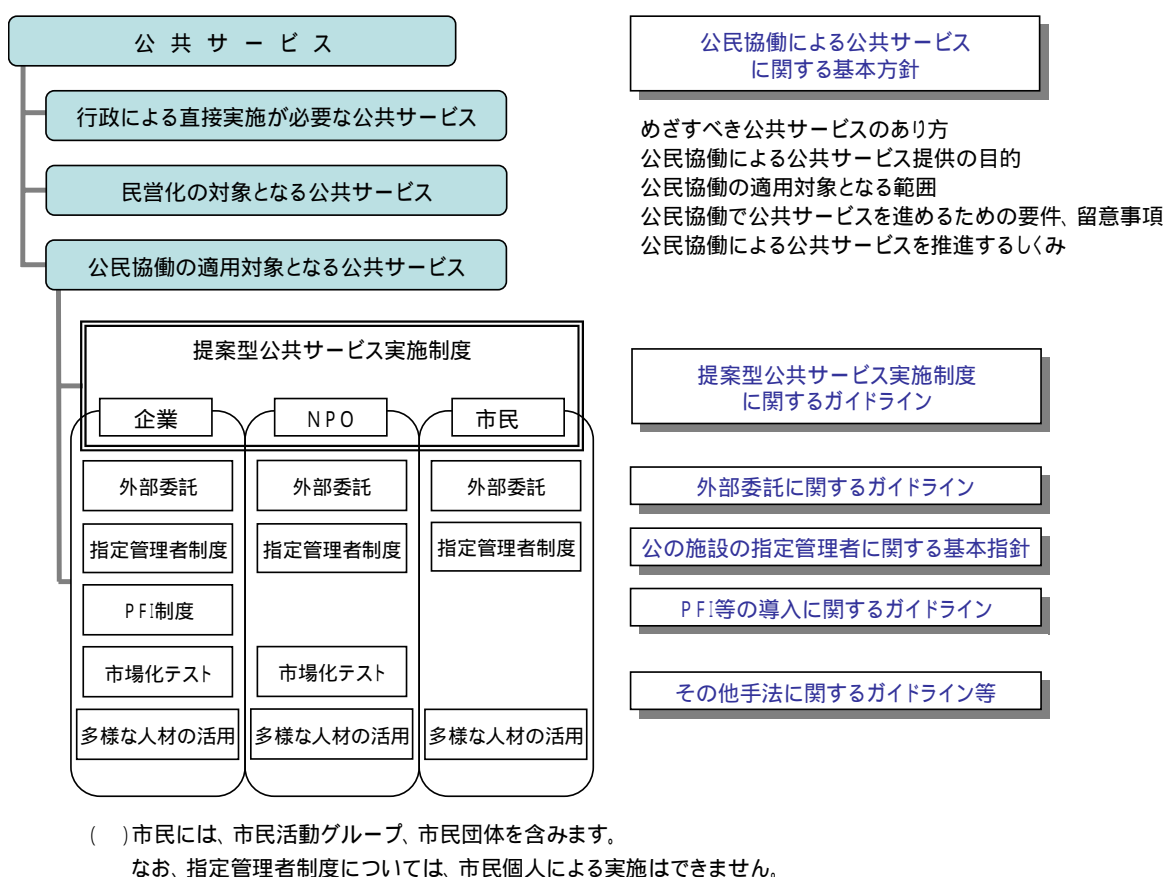
一つの公共サービスでは外部委託が困難な場合は、例えば類似した業務をまとめた事務センター等のしくみを作るなど、業務の規模を整えることで、包括的な業務委託や、多様な人材の活用を進められないかなどの検討を進めます。

#### 協働の担い手への支援

地域における公共サービスの提供を協働で進める地域団体や市民活動グループなどの組織を支援するしくみの検討を進めます。

## 4．公民協働による公共サービス提供の体系

公共サービス全体の中での公民協働手法による公共サービス提供の位置付け、実施手法の体系、各方針やガイドライン( 今後の検討分も含む )との関係は下図のようになります。



## 第5章 取り組みスケジュール

基本方針に基づく取り組みは、第4次総合計画の後期期間並びに行財政改革プログラムの計画期間(平成19年度～平成22年度)において年次目標を設定し段階的に進めます。

## 【用語説明】（五十音順に並んでいます）

N P O（Non Profit Organization（利潤を分配しない組織））

通常 民間非営利組織 と呼ばれています。株式会社や営利企業とは違い、収入から費用を差し引いた利益を関係者に分配せず、次期の活動の費用にします。NPOとは、非営利活動を行う非政府、民間の組織です。本市では、平成19年12月現在、61の法人があります。

構造改革特区制度

経済・教育・農業・社会福祉などの分野において地方自治体や民間事業者等の自発的な立案によって、地域を限定して、地域の特性に応じて規制を撤廃・緩和し、特色のあるまちづくりを進める国の制度です。

施策

公共サービスを実施することで実現するまちづくりの目標

例えば、八尾河内音頭まつり支援事業は、「市民参加機会の充実」という施策のめざす姿「多様な参加機会に市民が活発に参加していること」を実現するために実施しています。

市場化テスト

公共サービスの担い手を幅広く官民の競争入札で決めるという制度。地方自治体の対象事業として特例を設けたものとしては、市町村の窓口業務（住民異動届に関する業務、住民票の写し等の交付業務、外国人登録原票記載事項証明書等の交付業務、戸籍謄抄本の交付業務、戸籍の附票の写しの交付業務、印鑑登録証明書の交付業務等）があります。

指定管理者制度

民間の事業者、NPO法人等が「指定管理者」として公の施設の管理を代行する制度。本市では、平成20年3月現在、21施設が導入しています。

事務事業評価

行政の仕事（事務事業）を必要性、有効性、効率性などの視点で点検し、更に改善を加えて行うための手法です。本市では、平成17年度より実施しています。

就労困難者

希望する雇用・就労を阻害するさまざまな要因を抱える人

地域力

身近な地域で自治を育む力

P F I（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法です。本市では市立病院の運営業務に採用しています。

包括的な業務委託

業務内容が類似したり共通した仕事をまとめて市役所以外の外部に委ねることです。